

別表

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	障害者支援施設 療養介護事業所 宿泊型自立訓練事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	定員（併設する短期入所事業所の定員を含む。以下同じ。）に2,500円を乗じて得た額（ただし、定員が9人以下であるものは、一律25,000円）
区分2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型事業所に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	一律25,000円
区分3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	一律25,000円

備考

- 1 区分1の定員は、申請日時点の定員とする。
- 2 区分2及び区分3に該当する対象施設等のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和6年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、対象外とする。